平成２６年（フ）第１７９号
東京都小平市小川町２丁目2036番地アバンティ202号
債務者　佐々木友幸
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３８９号
東京都八王子市横川町81番地５
債務者　澤田健太郎
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５８０６号
埼玉県羽生市大字藤井下組595―２　関根方
債務者　荒井百合子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４０６号
東京都町田市成瀬台２丁目21番地28
債務者　澤木　隆良（旧姓藤枝）
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第７１３号
仙台市宮城野区中野字田中110番地　仮設住宅１号棟２、従前の住所仙台市宮城野区中野字田中110番地　仮設住宅１号棟101
破産者　熱海　毅治
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４２号
宮城県岩沼市松ケ丘３丁目８番地の１　県営住宅225号
破産者　石堂　哲也
1　決定年月日　平成26年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５３号
奈良県香芝市良福寺79番地22、前住所大阪府豊中市庄内西町４丁目９番26―704号
破産者　パンロドリゴこと　林　　信幸
1　決定年月日　平成26年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２３７９号
札幌市白石区北郷４条５丁目４番７号　サンモリッツＢ―２号
破産者　山本　聡美（旧姓橋本・阿部）
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５号
北海道石狩市樽川３条３丁目５番地　グルーブホームきぼう１―102
破産者　松井　隆憲
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２３号
福島県郡山市大槻町字土瓜204番地の６
破産者　五十嵐　智
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
栃木県栃木市入舟町20番３号
破産者　野尻　昌宏
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１１６号
栃木県栃木市入舟町20番３号
破産者　野尻　久江
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第６９３号
埼玉県蕨市中央６丁目６番６号　登荘101号
破産者　西脇　優樹
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５３号
埼玉県加須市不動岡2182番地
破産者　飯島　将博
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１９０号
埼玉県新座市あたご３丁目１番12号
破産者　中田ひとみ
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５４７号
川崎市川崎区榎町５番８―202号　レクシオ川崎
破産者　馬渡　直子
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５６０号
川崎市川崎区榎町５番８―202号　レクシオ川崎
破産者　馬渡　敏人
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
長野県上田市野倉1532番地４
破産者　大井　和実
1　決定年月日　平成26年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部